

# 船橋市青少年だより

令和8年3月20日 編集発行 船橋市青少年問題協議会 事務局 船橋市教育委員会 青少年課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 047-436-2903

## 令和8年7月市児童相談所を開設します

「こども家庭センター」も開設し、子育て世帯を包括的に支える支援体制を強化します

### 児童相談所開設準備課

船橋市では、増加する児童虐待相談件数や複雑・多様化する家庭状況などの社会的情勢を踏まえ、こどもたちの安全で安心な生活を守り、健全な成長と発達を支援するために、子育て家庭に寄り添い支える機関として、令和8年7月、市児童相談所を設置します。

#### ●市児童相談所を設置する狙い

新たに市児童相談所を設置する狙いは、4つあります。

一つ目は、迅速性と機動性の確保です。市児童相談所を開設することにより、県への送致という段階を踏まずに、迅速な介入や権限行使を行うことが可能となります。また、今後は、船橋市のみを管轄することにより、機動的な支援や介入を行うことも可能となります。二つ目は、家庭児童相談情報の一元管理です。市内のこどもの家庭児童相談情報を市児童相談所と後述することも家庭センターで一元的に管理し、漏れなく把握することで、適切な介入や権限行使を行います。三つ目は、切れ目のな

い一貫した支援です。虐待の未然防止から初期対応、一時保護等の措置、在宅支援まで切れ目なく一貫して行います。

最後に、きめ細やかな継続した支援です。市が実施する様々な子育て支援サービスの提供により、こどもや家庭の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、貫した在宅支援を行います。

#### ●児童虐待となる4つの行為

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)では、児童虐待とは、保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、次の4つの行為をすることと定義されています。

虐待であるかどうかは、保護者の考え方や意図ではなく、こどもの側に立ってその行為を判断しなければなりません。親がいくら一生懸命に育児を行っていても、その子をか弱いと思っていれば、こどもにとって有害な行為であれば虐待となります。

・身体的虐待  
こどもの身体に外傷が

生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること  
・性的虐待  
こどもにわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること、見せること  
・ネグレクト  
こどもの心身の正常な発達を妨げるような養育、監護の怠慢、安全に対する重大な不注意や無関心、保護者以外の者による虐待行為を放置すること  
・心理的虐待  
言葉による脅し、拒否的な態度やこどもの目の前でDVが行われることで、こどもの心を傷つける行為

#### ●児童虐待に係る支援体制の現状と課題

全国的に児童虐待相談件数が増加しており、現在、児童虐待相談等の支援を行っている家庭児童相談所及び市川児童相談所の両機関に寄せられる児童虐待の相談件数については、高止まりとなっている状況です。

また、相談の内容についても、子育て世帯の家庭状況が多様化するなかで複雑・重層化しており、単一機関による支援を以て終結することが難しくなっていることから、関係機関とのより一層の連携強化と、包括的な支援の実施が求められています。

一方、現在の相談支援体制は、市の組織である家庭児童相談所及び県の組織である市川児童相談所にそれぞれ通告窓口が設置され、地域に根ざした市民の身近な相談窓口としての役割を担う家庭児童相談所と一時保護を担う市川児童相談所とが、それぞれの機能及び権限等にに応じて、役割を分担して対応する体制となっています。

現在の支援体制に基づき、実際の運用の中では、例えば船橋市が担当しているケースに対して一時保護を行う等、船橋市へ与えられた権限の範囲を超える対応が求められる場面が発生した場合については、船橋市から市川児童相談所へ送致する等の手続きを経るため、ケースに係る情報連携等に時間を要したり、両機関で緊急性の認識や支援方針が異なることなどがあ

るために、児童虐待対応における強い権限を有する市児童相談所を開設することとしたものです。

更に、令和8年4月には、子ども家庭総合支援拠点機能及び子育て世代包括支援センター機能を有する現在の家庭児童相談所に加えて、ヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として「こども家庭センター」を設置し、市児童相談所との一体的な運営体制を構築し、子育て世帯に対する包括的な支援を実施するための体制を整備します。

#### ●「市児童相談所」と「こども家庭センター」の役割分担

市児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当します。

こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い型支援の支援が必要なケースを中心に対応します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションアプローチ(すべてのこどもや子育て家庭を対象とした事業等)からハイリスクアップローチ(家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援)まで幅広い相談支援を実施することで、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。

なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

●市児童相談所が目指す姿  
市は児童相談所を開設するにあたり、その目指す姿を「船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健全な成長と発達を切れ目なく支援する拠点」と定めました。

等)からハイリスクアップローチ(家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援)まで幅広い相談支援を実施することで、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。

なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

●市児童相談所が目指す姿  
市は児童相談所を開設するにあたり、その目指す姿を「船橋の全てのこどもの安全で安心な生活を守り、健全な成長と発達を切れ目なく支援する拠点」と定めました。

今後、この「目指す姿」の実現にむけ、市児童相談所は、こどもの養育を担う家庭に寄り添い支えるとともに、地域の関係

等)からハイリスクアップローチ(家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援)まで幅広い相談支援を実施することで、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。



機関と連携して、こどもの養育の支援に取り組んでいきます。

※市民の皆様へ  
夜遅くまでこどもたちだけで過ごしているなど地域で気になるこどもを見かけたらこども家庭センター1047-4118250、または、児童相談所虐待対応ダイヤル189までご連絡ください。

20歳未満の飲酒・喫煙を防止しよう

# 船橋市を安全で安心して暮らせるまちへ

## 市民安全推進課

【電話de詐欺は電話de対策!!】

電話de詐欺による令和7年の詐欺被害認知件数は、年間で176件、被害総額は約11億7,878万円で、一昨年の年間の被害件数・被害額を大幅に上回っており、被害は深刻な状況です。最近では警察官を騙ったの二七詐欺詐欺による被害が目立つほか、電話de詐欺以外にも、SNSを利用した投資詐欺やロマンス詐欺の被害が急増するなど、詐欺の手法は巧妙化・多様化しており、高齢者に限らず幅広い世代に被害が拡大しております。電話de詐欺等の被害に遭わないためには、相手の話をしない、お金の話がたらずに電話を切る事が大切です。市民安全推進課では、市内在住の固定電話を持っている65歳以上の希望者に「電話de詐欺防止装置」を無料で貸し出しています。市民安全推進課の窓口のほか、まちづくり出前講座「防犯講座」や公民館で実施される寿大学「防犯教室」の各会場でも申請を受け付け、その場で貸し出しを行っております。大切な財産を守るため、「電話de詐欺は電話de対策」を

お願いします。  
【住まいの防犯対策物品購入費補助事業】

一昨年にSNS等を利用した、いわゆる「闇バイト」による凶悪な強盗事件が首都圏を中心に多発し、市内においても強盗未遂事件や強盗致傷事件が発生しました。このような状況において、市では市民の皆様が安心して暮らせるよう、住宅に設置する防犯対策物品の購入・設置費用の一部を補助する事業を始めました。今年度は令和7年4月1日から令和8年3月31日までを申請期間とし、防犯対策物品の購入・設置費用の2分の1、補助金額は上限を2万円としております。補助対象となる物品は、防犯カメラ、録画機能付きドアホン、センサーライト、防犯ガラスなど18品目となっております。申請は1世帯1度限りとなりますが、ご自宅の防犯対策のため、是非ご利用ください。

【犯罪被害者等支援事業】  
市では、犯罪被害者等基本法の理念に基づき、犯罪被害に遭われた方やご家族、ご遺族の方が、その置かれている状況に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようにな

るまでの間、必要な支援を適時適切に適切にすることなく受けることができ

るようになっています。令和7年3月に「船橋市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。4月1日から、この条例に基づき様々な支援を実施しています。

専門の相談員がお話を伺いし、相談内容に応じて支援内容、手続のご説明や各種情報提供などを行っています。

【市内交通事故の状況と対策】  
市内の交通事故の発生件数は、令和3年の1,234件から令和7年は981件に減少、死者数は4人から9人に増加、負傷者数は1,403人から1,128人に減少となっており、近年事故の発生件数は減少しているものの、死者数は増加傾向にあります。

【交通安全教室】  
青少年の交通事故を防止するため市では、小学校低学年を対象とした歩道の交通安全教室、小学校中・高学年を対象とした自転車交通安全教室、中学生を対象にスタントマンが交通事故をリアルに再現するスケアード・ストリート交通安全教室を実施しています。また、昨年は依頼があった中学

校と県立高校に対し、授業等の一環として市民安全推進課の職員が講話を行い、交通安全意識の醸成と交通ルール・マナーの浸透を図りました。

【自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業】  
市民が自転車を利用する際のヘルメット着用の普及を図り、自転車利用中の交通事故の被害軽減を目的として、令和6年度に引き続き令和7年度も自転車乗車用ヘルメット購入費用を補助する事業を実施しています。補助対象者は、申請時に申請者、ヘルメット利用者ともに船橋市に住民登録がある方で、利用者1人につき1個までとなります。補助対象ヘルメットは、令和7年4月1日以降に購入した、SGマークなどの安全基準を満たす、購入金額が2,000円以上の自転車乗車用ヘルメットです。通勤、通学などで自転車をご利用の方は、ご自身やご家族の命を守るため、是非ご利用ください。

【安全・安心なまちの実現】  
「安全・安心なまち」の実現には、市民の皆様一人ひとりの意識の向上と地域の連携が必要です。市民安全推進課では、広報活動として「くらしの安全・安心情報」をメールやSNS等で配信しています。防犯や交通安全情報を市民の皆様幅広く周知し、注意喚起するこ

とで、事件や事故に遭うことを未然に防ぐよう努めております。

本年度、船橋市青少年補導委員連絡協議会は、設立50周年を迎えました。昭和39年12月少年補導センター設置条例、規則が制定され、昭和40年1月1日から施行されました。当時は「少年補導センター・少年補導委員」という名称で、補導委員の定員は、100名で毎年委嘱(昭和54年度から150名・昭和60年度から任期2年)されておりました。また少年補導委員連絡協議会の設立については、10年後の昭和50年・少年補導センター新庁舎(現在の青少年センター)の完成に伴って、昭和50年12月19日発会式を挙行され、設立の運びとなっております。少年補導センターの設置は県下で最初でしたが、その後、数年の間に各市にセンターの設置が相次ぎ、その際に補導委員連絡協議会も併せて設立されていた中、念願叶ったスタートだったようです。

## 設立50周年を迎えて

### 船橋市青少年補導委員連絡協議会



広報はばたき

とで、事件や事故に遭うことを未然に防ぐよう努めております。

これからも、市民の皆様、警察や各関係団体と連携し、安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

開催されています。昭和57年4月1日「船橋市青少年補導センター」から「船橋市青少年セター」に改称され、行政側としては「少年導センター」の名称で都合がないとの見解で、補導委員として、相談員連絡協議会・船橋市保護司会・船橋市社会福祉協議会・船橋市少年補導委員連絡協議会、参加13団体による合意のもとに「悪書追放市民の会」の結成にいたったとあります。そして昭和55年8月に有害図書自動販売機の撤去に成果をあげてきた「悪書追放市民の会」が、更に幅広い活動をめざして「青少年の環境を良くする市民の会」に名称を変更されています。少年補導委員連絡協議会がスタートして、わずか数年のうちに現在の活動のベースを築かれていることに敬意を表するばかりです。

本年度、船橋市青少年補導委員連絡協議会は、設立50周年を迎えました。昭和39年12月少年補導センター設置条例、規則が制定され、昭和40年1月1日から施行されました。当時は「少年補導センター・少年補導委員」という名称で、補導委員の定員は、100名で毎年委嘱(昭和54年度から150名・昭和60年度から任期2年)されておりました。また少年補導委員連絡協議会の設立については、10年後の昭和50年・少年補導センター新庁舎(現在の青少年センター)の完成に伴って、昭和50年12月19日発会式を挙行され、設立の運びとなっております。少年補導センターの設置は県下で最初でしたが、その後、数年の間に各市にセンターの設置が相次ぎ、その際に補導委員連絡協議会も併せて設立されていた中、念願叶ったスタートだったようです。

昭和51年の記録には「急激な経済成長、激しい技術革新は、消費社会、情報化社会にも多様化の現象をもたらし、出版物も自由化され、大人向け

「悪書追放市民の会」が発足されます。昭和51年から市内全域にわたって実態調査を行い、自動販売機の追放に力を注いだ「補導連協」と子供を持つ親の立場から独自の活動をしてきている「PTA連合会」とが発起人となって、船橋市自治会連合協議会・船橋市全婦人団体連絡会・船橋市民生児童委員協議会・船橋市母子福祉推進員協議会・船橋市PTA連合会・船橋市子供会連絡協議会・船橋市少年少女団体連絡協議会・船橋市体育協

同52年度の3月には、「悪書追放市民の会」が発足されます。昭和51年から市内全域にわたって実態調査を行い、自動販売機の追放に力を注いだ「補導連協」と子供を持つ親の立場から独自の活動をしてきている「PTA連合会」とが発起人となって、船橋市自治会連合協議会・船橋市全婦人団体連絡会・船橋市民生児童委員協議会・船橋市母子福祉推進員協議会・船橋市PTA連合会・船橋市子供会連絡協議会・船橋市少年少女団体連絡協議会・船橋市体育協

昭和56年10月には「交通機関の発達、青少年の行動を広く広域なものとして、青少年非行も広域化してきている。それぞれの地域で独自の活動をすすめるだけでなく、近隣市町との相互の連絡を密にし、協力体制を考える必要があるのではないか。」という主旨から近隣市情報交換会が始まり、現在は「隣接地域補導関係者連絡会」と名称を変えて

「さて現代社会は実日進月歩で、価値観の多様化、物質文化優先の波の増大、映像文化の影響等、ありとあらゆる刺激が社会現象の波に押し寄せ、青少年の思惑が短絡的になり、行動が過激にしかも利他的、動的になってきています。」この言葉は、40年前の昭和61年の広報「はばたき」に書かれていた。時が過ぎても、は大きく変わるものではないのかもしれませんが、「ひとりの子もわがわが」と同じ「愛の手を」先方が大切にしていた言を胸に子供たちを見守りたいと思います。

昭和51年の記録には「急激な経済成長、激しい技術革新は、消費社会、情報化社会にも多様化の現象をもたらし、出版物も自由化され、大人向け

昭和56年10月には「交通機関の発達、青少年の行動を広く広域なものとして、青少年非行も広域化してきている。それぞれの地域で独自の活動をすすめるだけでなく、近隣市町との相互の連絡を密にし、協力体制を考える必要があるのではないか。」という主旨から近隣市情報交換会が始まり、現在は「隣接地域補導関係者連絡会」と名称を変えて

昭和56年10月には「交通機関の発達、青少年の行動を広く広域なものとして、青少年非行も広域化してきている。それぞれの地域で独自の活動をすすめるだけでなく、近隣市町との相互の連絡を密にし、協力体制を考える必要があるのではないか。」という主旨から近隣市情報交換会が始まり、現在は「隣接地域補導関係者連絡会」と名称を変えて

昭和51年の記録には「急激な経済成長、激しい技術革新は、消費社会、情報化社会にも多様化の現象をもたらし、出版物も自由化され、大人向け

昭和56年10月には「交通機関の発達、青少年の行動を広く広域なものとして、青少年非行も広域化してきている。それぞれの地域で独自の活動をすすめるだけでなく、近隣市町との相互の連絡を密にし、協力体制を考える必要があるのではないか。」という主旨から近隣市情報交換会が始まり、現在は「隣接地域補導関係者連絡会」と名称を変えて

昭和56年10月には「交通機関の発達、青少年の行動を広く広域なものとして、青少年非行も広域化してきている。それぞれの地域で独自の活動をすすめるだけでなく、近隣市町との相互の連絡を密にし、協力体制を考える必要があるのではないか。」という主旨から近隣市情報交換会が始まり、現在は「隣接地域補導関係者連絡会」と名称を変えて

## あなたのまちの相談相手 民生委員・児童委員 船橋市民生児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、社会福祉の増進に努める無報酬の制度ボランティアです。

また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。

民生委員・児童委員は、それぞれ担当する区域をもっており、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、お身体の不自由な方、生活にお困りの方、子育て家庭など、支援を必要とする方の悩みごとや心配ごとの相談に応じ、市や関係機関との橋渡し役として幅広い活動を行っています。

ます。

また、民生委員・児童委員の中には、特定の区域をもたず児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」がいます。

主任児童委員は、小・中学校や児童福祉関係機関などと連携しながら、担当区域をもつ民生委員・児童委員と一体となつて地域の子どものたちの見守り活動などを行っています。

### 【民生委員・児童委員に相談したい方】

民生委員・児童委員は、任期中はもちろん、任期終了後も法に基づく守秘義務があります。

相談内容や個人情報

が洩れる心配はありませんので、ご安心ください。

生活に関する悩みや不安があり、民生委員・児童委員に相談したい場合は、お住いの地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

ご自身の地域の担当を知りたい場合は、船橋市民生児童委員協議会事務局（船橋市役所地域福祉課）にお問い合わせください。

### 【民生委員・児童委員の活動に興味のある方】

民生委員・児童委員は令和7年12月1日に一斉改選を迎え、船橋市内では693名の委員が活動を行っています。地区によっては、欠員が生じている状況です。

「住んでいる地域のために何かできないか」「子どもたちのために何かできないか」「定年退職し、今までの経験を生かしたい」などの気持ちがあり、民生委員・児童委員として一緒に活動してみませんか。

民生委員・児童委員としての活動内容を、詳しく知りたい場合は船橋市民生児童委員協議会事務局（船橋市役所地域福祉課）にお問い合わせください。



## 次世代を担う青少年の「福祉の心」を育みます

### 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

船橋市社会福祉協議会では、地域の力を結集した共生社会の構築を目指して、地域の皆様が自分らしく安心して暮らせるよう、各種事業を行っています。

その中の取り組みの一つが福祉教育で、次世代を担う青少年の「福祉の心」を育み、福祉についての理解を深めることを目的に、市内の学校を訪問して、福祉体験を実施しています。

小学校では「総合的な学習」の授業として実施することが多く、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験などを行っています。



小学校での福祉教育

また、地区社会福祉協議会が開催する「地域福祉まつり」の運営には、地域の小・中学生、高校生・大学

います。令和六年度は、市内の小学校で四・五年生向けに三回、中学校で二回実施しました。また、体験用の福祉用具の貸し出しも行っており、二十五校の小学校が活用しています。

今後、さらに多くの学校で、福祉教育が実施できるよう、取り組みを進めてまいります。

夏休みには中学生を対象としたボランティア養成講座を実施しています。令和七年度は、市内二箇所の公民館を会場として、合計十九名が参加しました。当日は、災害ボランティア講座で簡易トイレやシャワールの作成、手話講座で手話を体験するなど、盛りだくさんの内容で、参加した生徒の皆さんは、全てのプログラムにおいて真剣に取り組んでいました。

生がボランティアで参加しており、世代を超えた交流を通じて、「福祉の心」を育むことにつながっています。

このほかにも、千葉県社会福祉協議会の事業として、比較的所得の少ない世帯を対象に、教育支援資金の貸し付けを行い、進学への援助をしています。



中学生ボランティア養成講座

## 子供たちの健やかな成長のために

### 船橋市青少年女団体連絡協議会

船橋市内で活動する青少年少女団体が連携し、子供たちの健やかな成長を支えてきた船橋市青少年女団体連絡協議会（少団連）は、今年、結成52年を迎えました。昭和48年7月に発足した同協議会は、現在6団体が協力し合い、交流を大切にした活動を継続しています。

少団連は、団体相互のつながりを深めることで、船橋市における青少年少女活動の発展に寄与することを目的としています。

少団連の主要な取り組みの一つに、「船橋市青少年少女交歓大会」があります。本大会は現在、少団連のほか、船橋市青少年相談員連絡協議会、船橋市国際親善の会、船橋市、船橋市教育委員会が構成される実行委員会が中心となり、企画・運営

を行っています。今年で58回目を迎えた由緒ある大会であり、開催にあたっては、前年度から度重なる協議を重ね、体験を通して交流できる内容を準備してきました。本年度は5月11日に市内の運動公園で開催され、スタンプラリーをはじめとする多彩な体験コーナーが設けられました。サブタイトル「未来にはばたけ船橋っ子」のもと、未来ある子供たちが各コーナーを巡り、楽しみながら交流を深めました。当日は延べ12,000人が来場し、会場は大きな賑わいを見せました。

また、もう一つの重要な事業が、少団連主催の「船橋市・津別町青少年交流事業」です。本事業は、平成元年に船橋市の小中学生と指導者が北海

道津別町を訪問したこと

を契機に始まり、交互に訪問を行い今年で37回目を迎えました。今年度は、船橋市の子供たちが津別町を訪れ、流水館での学習や網走川での川下り体験、阿寒湖や美幌町の見学などを通して、雄大な自然や地域文化に触れました。これらの活動を通じて、子供たちは協調性や創造力を育むとともに、日常生活では得難い貴重な経験を積むことができました。

少団連は今後もこうした交流を重ね、地域に根ざした青少年少女活動の充実と健やかな成長に寄与してまいります。青少年の健全育成にご協力いただける団体がございましたら、市役所青少年課までご連絡をお願いいたします。

# 青少年非行の概況及び非行防止と保護対策について

船橋警察署

## 【少年非行の状況】

令和 7 年中に当署で検挙した少年は、59 人であり、前年に比べ、12 人増加しました。内訳は、中学生が約 2 割、高校生は 4 割を越えるなど、半数近くが高校生の犯行でした。

主な非行内容は、万引きや自転車盗等の初発型非行と言われるものが多く、電話 d e 詐欺の検挙はありませんでした。中には薬物犯罪で検挙された少年もいました。今後、より本格的な非行へ発展する可能性もあり、少年の非行を防止するためには非行を早期に発見し、再び非行に陥らせないようにすることが最も大切ですが、非行少年は再犯率が高いという特徴もあります。また、当署管内では、船橋駅や西船橋駅のエスカレーターや階段が犯行場所となり、盗撮で検挙される少年や盗撮被害に遭う女子中高



【不審者対応訓練】

生も多くなっています。盗撮被害を防止するためには、スマートフォンに気を取られすぎない、後ろを警戒するといった行動が重要です。

非行少年に対しては、事件が終了した後も、少年のみならず保護者にも一緒に継続的な補導を実施し、再犯防止のための活動を実施しています。

## 【少年補導の状況】

当署管内における令和 7 年中の少年補導件数は、518 件で、前年に比べ 70 件増加しました。学識別では、中学生が約 2 割、高校生が約 6 割であり、深夜はいかいでの補導件数が多い傾向にあります。

深夜はいかについて、千葉県青少年健全育成条例第 23 条に「保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後 11 時から翌日の午前 4 時までをいう。）に外出させないように努めなければならない」とされています。上記に該当する少年を警察官が発見した場合は、補導少年及びその保護者からきちんと事情聴取を行った上で必要な助言、指導を行う等し、適切な補導活動に努め、複数回補導されている少年を把握するとともに、犯罪被害の未然

防止に努めています。

## 【児童虐待の現状】

令和 7 年中における当署からの児童相談所への児童虐待通告人数は 213 人で、前年に比べ 35 人減少となっています。そのうち、一時保護を必要とした通告は、20 人であり、前年に比べ 8 人増加となります。昨年と同様、児童虐待の通告人数は減少していますが、一時保護を要する児童は昨年より増加傾向となっています。

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有しています。

児童虐待防止法及び児童福祉法の改正で、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされています。例えば、「大切なものを傷つけたので、正座をさせる」、「他人の物を取ったので、お尻を叩いたりする」行為は体罰となり、虐待に該当します。

児童虐待は、今後、重大事案へ発展する危険性もはらんでいるので、児

童虐待を認知した際には、早期に現場に臨場し、児童の安全確保を最優先に考えた対応に努めています。

さらに、危険性を認めるものについては迅速に一時保護をすることができよう、児童相談所をはじめとする関係機関とは普段から連携を密にしています。警察が介入し、関係機関からの情報提供により認知した事案についても、連携した対応を取れるよう尽力しています。

## 【最後に】

当署では、少年の非行防止と保護対策の観点から、タツチヤン活動等を推進しています。タツチヤン活動では、船橋署少年剣友会（少年剣道）により身体的・精神的なよりどころを提供し、規範意識の向上と絆の強化により、健全育成と非行防止を目的とする活動を行っており、随時入門者を募集しております。

少年警察活動を効果的に推進し、少年の健全育成を図るためには、少年の身近にいる皆様との連携が不可欠です。

本年も警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年も警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 船橋東警察署管内における少年の非行防止・保護総合対策について

船橋東警察署

## 【少年非行等の現状】

船橋東警察署管内の令和 7 年中における少年事件の検挙人数は暫定値ではありますが 106 人で、前年に比べ約 5 割増加しました。

主な非行は、初発型非行と言われる万引きや自転車盗ですが、集団での傷害事件やストーカー事件の検挙もしております。少年補導数も暫定値ではありますが 334 件で、前年に比べ約 1 割増加しており、行為の種別は、深夜はいか、喫煙の順で多く、全体の約 8 割を占め、昨年に比べ増加しており、今後も懸念されるところです。

非行、補導以外では、当署管内の中高生が関係する SNS 上での誹謗、中傷及び性的画像が拡散されたなどの相談件数が多数寄せられております。これらの情勢を踏まえ、本年も少年の非行防止に取り組んで参ります。

【非行少年を生まない社会気運の醸成】

ニュース等で大きく報じられておりますとおり、SNS 等を利用した「闇バイト」と呼ばれる犯罪実行者募集による強盗事件や電話 d e 詐欺事件が多発し、当署管内居住の中学生が、他県警で逮捕

され、同少年の家族に対する保護対策を講じた事案もあるなど、闇バイトに絡む事案が当署管内においても発生しており、身近な社会問題となっております。

「闇バイト」は犯罪です。闇バイトに一度応募してしまうと個人情報やネタに脅され、警察に逮捕されるまで犯罪の実行役としてつかわれ、さらには、家族にまでその悪影響が及びます。闇バイト広告は、少年であつてもスマートフォンさえあれば、簡単に閲覧できることを認識していただきたいと思います。

警察では、非行少年を生まないため、規範意識の醸成等を目的とした非行防止教室を開催しているほか、初発型非行の徹底検挙、補導活動の強化を行っております。また、地域全体で青少年を見守ることが、非行少年を生まない環境づくりの第一歩と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【ネットリテラシー教育の推進】

昨年も、中高生が SNS 等で見ず知らずの者と知り合つて事件に巻き込まれたり、書き込み等起因したトラブルに巻き込まれる事案を多数認知しており、改めて青少年に対するネット安全教室の重要性を感じております。

警察では、教育機関と連携して、ネット安全教室等のモラル教育を推進しておりますが、ネット空間、特に SNS の適正利用は、保護者等による情報管理が不可欠であり、また、社会全体でその危険性を繰り返し発信し、指導していくことが重要であると考えております。

【児童の安全を最優先とした児童虐待対策】

令和 7 年中の児童虐待の通告件数は暫定値ではありますが 184 件で、前年に比べ 9 件とやや減少しておりますが、いまだ痛ましい虐待事案が散見されております。

児童虐待は、大多数が家庭内で起きており、潜在化し易く、継続的に行われ、より深刻な被害に発展する可能性がありますので、早期発見、早期対応が重要になります。

込まれる事案を多数認知し

ており、改めて青少年に対するネット安全教室の重要性を感じております。

警察では、教育機関と連携して、ネット安全教室等のモラル教育を推進しておりますが、ネット空間、特に SNS の適正利用は、保護者等による情報管理が不可欠であり、また、社会全体でその危険性を繰り返し発信し、指導していくことが重要であると考えております。

【児童の安全を最優先とした児童虐待対策】

令和 7 年中の児童虐待の通告件数は暫定値ではありますが 184 件で、前年に比べ 9 件とやや減少しておりますが、いまだ痛ましい虐待事案が散見されております。

児童虐待は、大多数が家庭内で起きており、潜在化し易く、継続的に行われ、より深刻な被害に発展する可能性がありますので、早期発見、早期対応が重要になります。

結びとなりますが、これらの対策を効果的に進め、少年の健全育成を図るためには、地域の皆様方との連携が不可欠です。

本年も警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本年も警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

